

「民泊サービス」の法制化に関する要望書

1 民泊の制度設計に関して

- (1) 「住宅提供者」、「管理者」及び「仲介事業者」が遵守すべき事項について、不利益処分の規定や罰則等を設けること
- (2) 「管理者」は、利用者本人であることを面接により直接、確認すること
- (3) 住宅を提供しようとする者は、事前に近隣住民に対し「標識設置」及び「説明会」を行うこととし、「意見申出」があった場合は対処すること
- (4) 「一定の要件」に関する事項は、以下の規定とすること
 - ・提供日数については、施設単位で制限すること
 - ・「地域の実情に応じて条例等で実施できないとする地域」は、「住居専用地域」だけでなく、その他の地域も自治体で制限が可能とすること

2 行政庁の事務対応に関して

- (1) 行政庁は、登録及び届出された内容について、公表を原則とすること
- (2) 法の施行に当っては、十分な準備期間を設けること
- (3) 「仲介事業者」の登録事務や、提供日数を監視することは、自治体での実施が困難であるため、国による広域的体制で対応すること

3 旅館業法の見直しに関して

旅館業法の現行の規定には、条例に委任している事項が広範にあるため、政令の改正案に関しても、事前に提示すること

4 建築物の安全確保に関して

建物の安全を確保するため、厚生労働省、国土交通省及び消防庁等の関係省庁が協議を行い、建築基準法、消防法等の関係法令の調整を行うこと

厚生労働大臣 塩崎 恭久 様

平素から、新宿区の生活衛生行政に関しまして、ご指導とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本年 1 月 25 日「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、当区の現状及び要望を述べる機会を頂き、誠にありがとうございました。

その後 6 月に、この検討会の最終報告書が出され、現在、法制化の検討がすすめられていることと存じます。

当区におきましては、旅館業法の無許可営業を続け、指導に従わないなどの事例が数多くみられ、住民からの苦情が以前にも増して寄せられている状況です。

つきましては、「民泊サービス」の法制化に関して、区民の生活環境の不安を未然に防止し、安全・安心を確保していくことが自治体の最優先の責務であることから、別紙のとおり要望をいたします。

平成 28 年 9 月 14 日

新宿区長 吉住 健一

国土交通大臣 石井 啓一 様

平素から、新宿区の生活衛生行政に関しまして、ご指導とご支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

また、本年 1 月 25 日「民泊サービス」のあり方に関する検討会において、当区の現状及び要望を述べる機会を頂き、誠にありがとうございました。

その後 6 月に、この検討会の最終報告書が出され、現在、法制化の検討がすすめられていることと存じます。

当区におきましては、旅館業法の無許可営業を続け、指導に従わないなどの事例が数多くみられ、住民からの苦情が以前にも増して寄せられている状況です。

つきましては、「民泊サービス」の法制化に関して、区民の生活環境の不安を未然に防止し、安全・安心を確保していくことが自治体の最優先の責務であることから、別紙のとおり要望をいたします。

平成 28 年 9 月 14 日

新宿区長 吉住 健一